

動産総合保険普通保険約款および特約集

S0043-00-30 2312 5,000 (マ)

このたびは、セコム損保の動産総合保険をご契約いただきありがとうございます。

ご契約いただきました保険証券が出来上がりましたので、お届け致します。

この「普通保険約款および特約集」は、動産総合保険の普通保険約款および特約をとりまとめたもので、ご契約いただきました保険契約についての大切なことがらが記載されておりますので、ご一読のうえ保険証券とともに保管くださいますようお願い申し上げます。(この冊子に記載された特約以外の特約があるときは、証券に添付してあります。)

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社

目 次

○動産総合保険普通保険約款	1	30. 臨時費用保険金支払特約	25
○特約	8	31. 冷凍・冷蔵物追加補償特約	25
○自動的に付帯される特約	8	32. 火災・盗難等限定補償特約	25
1. 動産総合保険追加特約 自動付帯	8	33. 輸送中盗難危険補償対象外特約	25
2. 免責金額特約 自動付帯	9	34. 金庫外の盗難危険補償対象外特約	25
3. 修理付帯費用保険金特約 自動付帯	9	35. 金庫外の盗難危険に関する縮小支払・支払限度額特約	26
4. 商品・製品等包括契約特約（保管・輸送）	10	36. 他保険優先支払特約	26
5. 商品・製品等包括契約特約（保管・不特定）	11	37. 臨時費用保険金補償対象外特約	27
6. 巡回販売契約特約	12	38. 特定危険補償対象外特約	27
7. 事業用通貨・小切手等包括契約特約	12	39. 屋外危険補償対象外特約	27
8. 通貨延金額契約特約	13	40. 美術品特約	27
9. 集金契約特約（一括精算）	14	41. 自販機・精算機特約	27
10. 給与・賞与契約特約（一括精算）	15	42. 工事・荷役・農・鉱業機械特約	27
11. 展示一貫契約特約（会場・往復）	17	43. 家族の携行品補償対象外特約	28
12. 展示一貫契約特約（会場のみ）	17	44. 特殊景品追加特約	28
13. 事業用特定動産契約特約	17	45. 自販機・精算機内収容通貨補償特約	28
14. 携行品一式契約特約	17	46. 保険料分割払特約（大口）	28
15. 生活用特定動産契約特約	18	47. 保険料分割払特約（一般）	29
16. 告知等変更特約 自動付帯	18	48. 保険料分割払特約（一般団体）	30
17. 水災危険補償特約	21	49. 保険料支払に関する特約	31
18. 地震危険補償特約（縮小支払）	21	50. 協定保険価額特約	31
19. 地震破裂爆発危険補償特約	22	51. 縮小支払特約	32
20. 地震水災危険補償特約	22	52. 求償権不行使特約	32
21. 噴火危険補償特約（縮小支払）	22	53. 保険料確定特約	32
22. 修理危険補償特約	23	54. サイバー攻撃補償対象外特約 自動付帯	33
23. 電気的事故補償特約	23	55. 共同保険に関する特約	34
24. 機械的事故補償特約	23		
25. 詐欺・横領危険補償特約	24		
26. 不着危険補償特約	24		
27. 輸送中等破曲危険補償特約	24		
28. 輸送中等管理下外盗難危険補償特約	24		
29. 万引危険補償特約	25		

自動付帯と記載がある特約は、ご契約の内容・条件により自動的にその特約が付帯されます。

自動付帯される条件については、「○自動的に付帯される特約」をご参照ください。

動産総合保険普通保険約款

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、すべての偶然な事故によって日本国内に所在する保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この約款に従い、臨時費用保険金を支払います。
- (3) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。）に対して、この約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金（損害保険金、臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意または重大な過失によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
 - ④ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
 - ⑤ 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者または保険の対象の使用または管理を委託された者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損害については除きます。
 - ⑥ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって保険の対象に生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
 - ⑦ 保険の対象を加工または製造（修理を除きます。以下同様とします。）する場合において、その加工作業または製造作業によって保険の対象に生じた損害
 - ⑧ 保険の対象に対する修理、調整等の作業中における作業上の過失または技術

の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発（「破裂・爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下⑨において同様とします。）が生じた場合を除きます。

- ⑨ 偶然な外来の事故に直接起因しない、保険の対象の電気的作用や機械の稼動によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災または破裂・爆発が生じた場合は除きます。
- ⑩ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ⑪ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- ⑫ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって生じた損害
- ⑬ 建物（土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。以下同様とします。）内に収容された保険の対象について生じた雨、雪、雹または砂塵の吹込みによって生じた損害。ただし、建物またはその開口部が次に掲げる事故によって直接破損したために生じた場合を除きます。
ア. 風災（台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。）
イ. 雹災
ウ. 雪災（豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。）

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

第3条（保険の対象の範囲）

この保険契約における保険の対象は、保険証券記載の動産とします。

第4条（保険価額）

この保険契約においては、損害が生じた地および時における保険の対象の価額（保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。）をもって保険価額とします。

第5条（損害額の決定）

- (1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険の対象の損傷を修理することができる場合には、①の額から②および③の額を差し引いた残額を損害の額とします。

- ① 損害が生じた地および時において、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
- ② 修理に際し部分品を交換したために保険の対象全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額
- ③ 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額
- (3) 盗難(強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。以下同様とします。)によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、損害の額に含まれるものとします。
- (4) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮して損害の額を決定します。
- (5) 次のいずれかに該当する場合には、保険価額をもって保険の対象の損害の額とします。
 - ① (1) から (4) までの規定による損害の額が、保険価額を超える場合
 - ② 保険の対象を積載した輸送用具が行方不明となった場合において、その輸送用具が行方不明となった日からその日を含めて60日を経過してもなお保険の対象が発見されないとき。

第6条 (保険金の支払額)

- (1) 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当社は、保険価額を限度とし、前条の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。
- (2) 保険金額が保険価額より低い場合は、当社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\frac{\text{前条の規定による損害の額}}{\text{保険価額}} \times \text{保険金額} = \text{損害保険金の額}$$

- (3) 当社は、第1条(保険金を支払う場合)(2)の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、300万円を限度とします。

$$\frac{\text{第1条(1)の損害保険金}}{\text{支払割合(30\%)}} \times \text{支払割合(30\%)} = \text{臨時費用保険金の額}$$

- (4) 当社は、第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(3)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- (5) (3) または (4) の場合において、当社は、(3) または (4) の規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これらの費用保険金を支払います。

第7条 (包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、前条(1)および(2)の規定をおのおの別に適用します。

第8条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等(この保険契約の保険の対象に生じた損害の原因となった事故と同一の事故によって被保険者所有の動産について生じた第1条(保険金を支払う場合)の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。)がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額(以下「支払責任額」といいます。)の合計額が、保険金の種類ごとに別表1に掲げる支払限度額(以下「支払限度額」といいます。)を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1) の場合において、他の保険契約等に再調達価額(保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。)を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。
- (3) (1) の場合において、第1条(保険金を支払う場合)(2)の臨時費用保険金および同条(3)の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)の損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。
- (4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのおの別に適用します。

第2章 基本条項

第9条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)の初日の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険(損害の発生

の可能性をいいます。以下同様とします。)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの(他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。)について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。)

③ 保険契約者または被保険者が、第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(4) (2)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

第11条(通知義務)

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険の対象の主たる保管施設の構造を変更したこと。

② 保険の対象の用途を変更したこと。

③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。)が発生したこと。

(2) (1)の事実の発生によって危険増加(告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による

通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (2)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(7) (6)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条(保険の対象の譲渡)

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第16条(保険契約の失効)(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条(保険の対象の調査)

当会社は、いつでも保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査することができます。

第15条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得

させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第16条（保険契約の失効）

（1）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第35条（保険金支払後の保険契約）（2）の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

② 保険の対象が譲渡された場合

（2）おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、（1）の規定を適用します。

第17条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第18条（保険金額の調整）

（1）保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

（2）保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第19条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第20条（重大事由による解除）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下③において同様とします。）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、また

はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（2）当社は、被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。

（3）（1）または（2）の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、（1）①から④までの事由または（2）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第21条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）

（1）第10条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

（2）危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（3）当社は、保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（4）（1）または（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（5）（4）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

（6）（1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保

保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第23条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 第15条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、既経過期間中に、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、その損害保険金相当額に対応する保険料は返還しません。

第24条（保険料の返還－取消しの場合）

第17条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第25条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

(1) 第18条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2) 第18条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、既経過期間中に、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、その損害保険金相当額に対応する保険料は返還しません。

第26条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第20条（重大事由による解除）(1)または第22条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、既経過期間中に、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、その損害保険金相当額に対応する保険料は返還しません。

(2) 第19条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。(1)ただし書の規定は、この場合に準用します。

第27条（事故の通知および警察への届出）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約

等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者は、盗難によって保険の対象に損害が生じた場合は、遅滞なく警察官に届け出なければなりません。

(3) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた保険の対象、これを収容する建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができま

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)または(2)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第28条（損害防止義務および損害防止費用）

(1) 保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当しないときおよび第9条（保険責任の始期および終期）(3)または第22条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)の規定が適用されないときは、当会社は、その費用を負担します。ただし、保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）から第1条（1）の損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。

(3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の額 $\frac{\text{損害の発生および拡大を防止するに必要または有益な費用}}{\text{損害の発生および拡大を防止するに必要または有益な費用} + \text{損害の発生および拡大を防止するに必要または有益な費用}}$ = 損害の額

(4) 第6条（保険金の支払額）(2)、第7条（包括して契約した場合の保険金の支払額）および第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)の規定は、

(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第8条（1）の規定中「別表1に掲げる支払限度額」とあるのは「それぞれの保険契約もしくは共済契約の保険金額の合計額（それぞれの保険契約または共済契約の保険金額の合計額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）からそれぞれの保険契約もしくは共済契約によって支払われるべき損害保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額または第28条（損害防止義務および損害防止費用）(2)本文によって当会社が負担する費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。

第29条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第30条（残存物および盗難品の帰属）

(1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払った場合でも、

保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。

(2) 盗取された保険の対象について、当社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第5条（損害額の決定）(3)の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

(3) 保険の対象が盗取された場合に、当社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

(4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額（第5条（損害額の決定）(3)の費用に対する損害保険金を差し引いた残額とします。）を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

第31条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害見積書

③ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類

④ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第32条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、被保険者が前条(2)の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含

みます。）および事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日

② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

第33条（時効）

保険金請求権は、第31条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第34条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第35条（保険金支払後の保険契約）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払った場合は、保険金額からその支払った額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する保険金額とします。
- (2) 保険金額（既経過期間中に第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払った場合は、(1)の規定を適用した額とします。）と同額の損害保険金を支払った場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- (3) (2)の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第36条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表2 短期料率表

既経過期間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

別表1 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金	損害の額
2	第1条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金	1回の事故につき、300万円（他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）
3	第1条（保険金を支払う場合）(3)の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額

特約

○自動的に付帯される特約

ご契約の内容・条件により、自動的に付帯される特約は下表のとおりです。自動的に付帯される特約は、保険証券には表示されない場合があります。

※お申し出により任意に付帯することができる特約につきましては、保険証券に表示しております。

ご契約の内容・条件	自動的に付帯される特約	掲載頁
すべてのご契約	動産総合保険追加特約	8
すべてのご契約	免責金額特約	9
すべてのご契約	修理付帯費用保険金特約	9
次に掲げる特約を付帯するご契約 商品・製品等包括契約特約（保管・輸送）、商品・製品等包括契約特約（保管・不特定）、巡回販売契約特約、事業用通貨・小切手等包括契約特約、通貨延金額契約特約、集金契約特約（一括精算）、給与・賞与契約特約（一括精算）、展示一貫契約特約（会場・往復）、展示一貫契約特約（会場のみ）、事業用特定動産契約特約	告知等変更特約	18
保険期間の初日が2024年1月1日以降のご契約のうち、保険契約者および被保険者が事業者（個人事業主を含みます。）のご契約	サイバー攻撃補償対象外特約	33

1. 動産総合保険追加特約

第1条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約に従い、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険の対象が輸送中（保険の対象の輸送を目的として、輸送用具への積み込み

作業に着手した時から仕向地保管場所での荷卸し作業を終了した時までをいい、これらに付随する一時保管を含みます。以下同様とします。）または巡回販売中（保険の対象の巡回販売を目的として、保管場所から搬出した時から、巡回販売を経て元の保管場所へ搬入した時までをいいます。以下同様とします。）である間に生じた破損または曲がりもしくはへこみの損害。ただし、次のいずれかの事由が生じた場合を除きます。

ア. 火災または破裂・爆発（「破裂・爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）

イ. 保険の対象を積載した輸送用具の脱線、転覆、墜落、他物（水上においては水を除き、陸上においては軌道または路面を除きます。）との衝突、沈没、座礁、座州

② 保険の対象が輸送中または巡回販売中である間に、輸送または巡回販売を行っている者の管理下外（保険の対象を置いたまま、一時的またはそれ以上の間、その者がその場を離れる状態をいいます。）で生じた盗難による損害

③ 万引きその他次の行為のいずれもすることなく行われた盗難による損害

ア. 保険の対象が所在する建物、戸室等への不法侵入

イ. 暴行または脅迫

④ 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害。ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害については除きます。

⑤ 保険の対象の受渡しの過誤その他の事務的または会計的な誤りによる損害

⑥ 次のいずれかに該当する者が単独または他人と共謀して行った窃盗、強盗、恐喝、その他の不誠実行為によって生じた損害

ア. 保険契約者または被保険者の使用人

イ. 保険契約者または被保険者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の同居の親族

ウ. 保険の対象の使用または管理を委託された者

⑦ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類または液晶モニタ、プラズマディスプレイ等の映像・画像表示装置の表示面に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に生じた場合は除きます。

⑧ 保険の対象のうち、ピアノ、ギターその他の楽器、またはスピーカー、テレビ受像機その他の音響装置等について生じた次の損害

ア. 弦楽器の弦もしくは打楽器の打皮等の振動体（ピアノ線を含みます。）またはスピーカーの振動板の損傷。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合は除きます。

イ. 音色または音質の変化

⑨ 保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害

⑩ 保険の対象が冷凍（冷蔵）物である場合に、冷凍（冷蔵）装置または設備（以下「冷凍装置等」といいます。）の破壊・変調もしくは機能停止（以下「機能停止等」といいます。）によって起こった温度変化のために生じた損害。ただし、保険の対象と同一の敷地内での火災によって生じた冷凍装置等の機能停止等起因する損害である場合を除きます。

⑪ 年、日付または時刻のデータまたは情報の処理、変換または置換に関連してコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、集積回路、その他システムおよび装置ならびにプログラム（以下「コンピューター等」といいます。被保険者または第三者のいずれかの所有であるかを問いません。）に生じた欠陥（一部分の欠陥を含みます。）、誤作動、機能停止および機能喪失（以下「異常」といいます。）。)

⑫ ⑪に掲げる異常の発生を防ぐ、あるいは異常の発生に対処するためにコンピューター等に加えられた訂正、変換、書き換え、およびこれらの試行ならびにアドバイス（以下「修正」といいます。異常の発生の先後を問いません。）あるいはこれらの修正の誤処置、欠陥、不完全ならびに不履行

第2条（保険金を支払わない場合—その2）

（1）当社は、次のいずれかの行為により生じた損害（これらの事由によって発生した普通約款第1条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

① テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、当該主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。）

② 生化学物質による汚損・損傷・破壊

（2）（1）の規定は、1敷地内（「敷地内」とは、特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。以下同様とします。）あたりの保険金額の合計額（他の保険契約等を含みます。）が10億円以上の敷地内に所在する保険の対象に対して適用します。

第3条（損害額の決定）

当社は、保険の対象の損傷を修理するために必要な保険の対象の全部または一部の代替部品、修理用機材等を航空輸送する場合において、その航空輸送により増加した費用については、普通約款第5条（損害額の決定）の規定による損害の額に含みません。

第4条（臨時費用保険金を支払わない場合）

当社は、普通約款第1条（保険金を支払う場合）（2）の規定にかかわらず、この特約に従い、次の損害を受けたため臨時に生ずる費用に対しては、臨時費用保険金を支払いません。

① 盗難によって生じた損害

② 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類するものに生じた損害

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

2. 免責金額特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次のいずれかに該当する事故による損害である場合を除き、適用されます。

① 火災

② 落雷

③ 破裂・爆発（「破裂・爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）

第2条（免責金額の控除）

（1）当社は、この特約に従い、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第5条（損害額の決定）の規定による損害の額から、1回の事故ごとに保険証券記載の免責金額（以下「免責金額」といいます。）を差し引いた残額に対してのみ、保険金を支払います。

（2）2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合において、2以上の保険の対象に損害が生じたときは、損害が生じた保険の対象のそれぞれについて普通約款第5条（損害額の決定）の規定により算出した損害の額を1回の事故について合計した額から免責金額を差し引いた残額をそれぞれの保険の対象の損害の額の割合によって比例配分して得られた額に対してのみ、保険金を支払います。

（3）普通約款のうち、次に掲げる規定をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

① 第6条（保険金の支払額）（1）および（2）の規定中「前条の規定による損害の額」とあるのを「前条の規定による損害の額から免責金額特約第2条（免責金額の控除）（1）または（2）の規定に従い免責金額を差し引いた残額」

② 別表1の規定中「損害の額」とあるのを「第5条（損害額の決定）の規定による損害の額。ただし、免責金額特約が適用される場合は、第5条の規定による損害の額から免責金額（他の保険契約等に、この保険契約の免責金額よりも低いものがある場合は、これらの免責金額のうち、最も低い額とします。）を差し引いた残額とします。」

（4）この保険契約に付帯された他の特約において、普通約款第5条（損害額の決定）、第6条（保険金の支払額）（1）もしくは（2）または普通約款の別表1の規定を参照、準用または適用する場合は、その特約に特段の約定がないかぎり、この条の（1）から（3）の規定を適用した普通約款の規定を参照、準用または適用するものとします。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

3. 修理付帯費用保険金特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、火災、落雷または破裂・爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）の事故によって保険の対象（居住の用に供する部

分または営業倉庫の敷地内に所在するものを除きます。)に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり次のいずれかに該当する費用(居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。)が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用(以下「修理付帯費用」といいます。)に対して、この特約に従い、修理付帯費用保険金を支払います。

- ① 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。以下②において同様とします。)
- ② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間(保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、以下⑤において「復旧期間」といいます。)を超える期間に対応する費用を除きます。
- ③ 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
- ④ 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。
- ⑤ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用(敷金その他賃借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。以下⑥および⑦において同様とします。)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものを除きます。
- ⑥ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用(保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
- ⑦ 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

第2条(保険金の支払額)

(1) 当社は、1回の事故につき、1敷地(特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。以下同様とします。)内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。)に30%を乗じて得た額または1,000万円のうちいずれか低い額を限度とし、修理付帯費用の額を前条の修理付帯費用保険金として、支払います。

(2) (1)の場合において、当社は、(1)の規定によって支払うべき修理付帯費用

保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、修理付帯費用保険金を支払います。

第3条(普通約款の読替え)

この特約においては、動産総合保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 普通約款第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定中、「(この保険契約の保険の対象に生じた損害の原因となった事故と同一の事故によって被保険者所有の動産について生じた第1条(保険金を支払う場合)の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。)」とあるのを「(修理付帯費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。被保険者の所有する建物または建物以外のもので、この保険契約の保険の対象以外のものについて締結された保険契約であっても、これを含み、利益保険契約、営業継続費用保険契約、その他これらに類する保険契約を除きます。以下同様とします。)」
- ② 普通約款第8条の規定中、「保険金の種類ごとに別表1に掲げる支払限度額(以下「支払限度額」といいます。)」または「支払限度額」とあるのを「1回の事故につき、1敷地内ごとに1,000万円(他の保険契約等に、限度額が1,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)または修理付帯費用のいずれか低い額」

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

4. 商品・製品等包括契約特約(保管・輸送)

第1条(保険の対象の範囲)

この保険契約における保険の対象は、動産総合保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第3条(保険の対象の範囲)の規定にかかわらず、この特約に従い、同条の規定による保険の対象のうち、その用途が商品・製品等(商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。)であるものに限り、保険金を支払います。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、普通約款第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、この特約に従い、保険証券記載の保管場所(以下「保管場所」といいます。)に保管中または保険証券記載の輸送経路において輸送中の保険の対象に生じた損害に対してのみ、保険金を支払います。

第3条(保険金の支払額—保管場所における事故の場合)

保管場所において保管中の保険の対象に生じた損害について、当会社が支払うべき損害保険金の額は、普通約款第6条(保険金の支払額)の規定中、「保険価額」とあるのを①の額、「保険金額」とあるのを②の額とそれぞれ読み替えて算出した額とします。

- ① 損害が生じた時において損害が生じた保管場所に所在する保険の対象の保険

価額

② 損害が生じた保管場所に対する保険証券記載の保管の保険金額（保管・輸送区分が保管である保険金額をいいます。）

第4条（保険金の支払額－輸送中の事故の場合）

（1）輸送中の保険の対象に生じた損害について、当会社が支払うべき損害保険金の額は、普通約款第6条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、1事故につき次のいずれか低い額とします。

① 普通約款第5条（損害額の決定）の規定による損害の額。ただし、免責金額特約が適用される場合は、その額から同特約第2条（免責金額の控除）（1）または（2）の規定に従い、免責金額を差し引いた残額とします。

② 保険証券記載の輸送中の1事故支払限度額（以下「輸送中の1事故支払限度額」といいます。）

（2）普通約款第35条（保険金支払後の保険契約）の規定にかかわらず、輸送中の保険の対象に生じた損害について、当会社が損害保険金を支払った場合でも、輸送の保険金額（保管・輸送区分が輸送である保険金額をいいます。以下同様とします。）は減額しないものとします。

（3）輸送中の保険の対象に生じた損害について、当会社が損害保険金を支払った場合でも、輸送中の1事故支払限度額は減額しないものとします。

第5条（売上高の通知）

（1）保険契約者または被保険者は、保険契約終了後、遅滞無く、保険期間中における保険の対象の売上高を当会社に通知しなければなりません。

（2）この保険契約が失効する場合または解除される場合は、保険契約者または被保険者は、既経過期間中における保険の対象の売上高を当会社に通知しなければなりません。

第6条（保険料の精算）

当会社は、前条の規定により通知された売上高に基づき、輸送の保険金額に対する確定保険料を算出し、輸送の保険金額に対する保険料として既に領収した額との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

第7条（保険料の返還または請求）

輸送の保険金額に対する保険料について普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

5. 商品・製品等包括契約特約（保管・不特定）

第1条（用語の定義）

この保険契約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
在庫	被保険者の所有するすべての保険の対象をいいます。
不特定の保険金額	保険証券記載の保険金額で、保管・輸送区分が不特定のものをいいます。
保管の保険金額	保険証券記載の保険金額で、保管・輸送区分が保管のものをいいます。
持ち出し拠点	保険証券記載の保管場所をいいます。
持ち出し中	輸送中、巡回販売中もしくは携行中または持ち出し拠点以外の場所で保管中その他保険の対象が持ち出し拠点から持ち出されている状態をいいます。

第2条（保険の対象の範囲）

この保険契約における保険の対象は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、この特約に従い、同条の規定による保険の対象のうち、その用途が商品・製品等（商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。）であるものに限ります。

第3条（保険金の支払額－持ち出し拠点で生じた損害の場合）

（1）持ち出し拠点で生じた保険の対象の損害について、当会社が支払うべき損害保険金の額は、普通約款第6条（保険金の支払額）の規定中、「保険価額」とあるのを①の額、「保険金額」とあるのを②の額とそれぞれ読み替えて算出した額とします。

- ① 損害が生じた時における在庫の保険価額
- ② 保管の保険金額と不特定の保険金額の合計額

（2）（1）の規定に従い損害保険金を支払った場合は、保管の保険金額からその支払った額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する保管の保険金額とします。

（3）（2）の場合において、（1）の規定による損害保険金の額が保管の保険金額を超える場合は、不特定の保険金額からその超過額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する不特定の保険金額とします。

第4条（保険金の支払額－持ち出し中の損害の場合）

（1）持ち出し中の保険の対象に生じた損害について、当会社が支払うべき損害保険金の額は、普通約款第6条（保険金の支払額）の規定中、「保険価額」とあるのを①の額、「保険金額」とあるのを②の額とそれぞれ読み替えて算出した額とします。

- ① 損害が生じた時における持ち出し中の保険の対象の保険価額
- ② 不特定の保険金額

（2）（1）の規定にかかわらず、保険の対象が輸送中または巡回販売中である間に生じた損害については、当会社は、（1）の規定による損害保険金の額と保険証券記載の輸送中の1事故支払限度額のいずれか低い額を支払います。

（3）（1）または（2）の規定に従い、損害保険金を支払った場合は、不特定の保険金額からその支払った額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対

する不特定の保険金額とします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

6. 巡回販売契約特約

第1条（保険の対象の範囲）

この保険契約における保険の対象は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、この特約に従い、同条の規定による保険の対象のうち、その用途が商品・製品等（商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。以下同様とします。）であるものに限りします。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、普通約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険の対象が、巡回販売の目的で下欄記載の販売員または車両により保険証券記載の保管場所（以下「持ち出し拠点」といいます。）から搬出された時から巡回販売（展示販売を含みます。）を経て元の持ち出し拠点に搬入された時までの間に生じた損害に限り、保険金を支払います。

（2）当社は、巡回販売を行う商品・製品等を補充する目的で、持ち出し拠点を出発した販売員まで商品・製品等が輸送される場合は、それが販売員に引き渡された時以後に生じた損害にかぎり、保険金を支払います。

販売員の氏名（車両の場合は登録番号）	年 齢
[]	[]
[]	[]
[]	[]
[]	[]
[]	[]
[]	[]
[]	[]
[]	[]
[]	[]
[]	[]
[]	[]

第3条（保険金の支払額）

保険の対象に生じた損害について、当社が支払うべき損害保険金の額は、1事

故につき、次のいずれか低い額とします。

① 普通約款第6条（保険金の支払額）の規定中、「保険価額」とあるのを「損害が生じた時において巡回販売契約特約第2条（保険金を支払う場合）において特定された販売員または車両により持ち出された保険の対象の保険価額の合計額」と読み替えて算出した額

② 保険証券記載の輸送中の1事故支払限度額

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

7. 事業用通貨・小切手等包括契約特約

第1条（保険の対象の範囲）

（1）この保険契約における保険の対象は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、同条の規定による保険の対象のうち、被保険者が事業のために所有する通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類するものに限りします。

（2）（1）の規定にかかわらず、いかなる場合でも、白地小切手および白地手形は保険の対象に含まれません。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、普通約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約に従い、保険証券記載の保管場所（以下「保管場所」といいます。）に保管中または保険証券記載の輸送経路において輸送中の保険の対象に生じた損害に対してのみ、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合－通貨・小切手・手形の場合）

保険の対象が通貨、小切手または手形である場合は、当社は、普通約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保管場所が営業時間外である間（営業を行わない保管場所である場合は、時間を問いません。）に、施錠された金庫（耐火定置式のものをいい、手提げ金庫等可搬型のものを除きます。）の内部に収容されていない保険の対象に生じた損害に対して、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合－小切手・手形の場合）

保険の対象が小切手または手形の場合は、当社は、普通約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、次に掲げる事由によって生じた損害に対して、保険金を支払いません。

- ① 支払人、振出人または引受人の支払拒絶によって生じた損害
- ② 振出人または引受人の不渡報告、銀行取引停止によって生じた損害

第5条（保険金の支払額－保管場所における事故の場合）

保管場所において保管中の保険の対象に生じた損害について、当社が支払うべき損害保険金の額は、普通約款第6条（保険金の支払額）の規定中、「保険価額」とあるのを①の額、「保険金額」とあるのを②の額とそれぞれ読み替えて算出した額とします。

- ① 損害が生じた時において損害が生じた保管場所に所在する保険の対象の保険

価額

- ② 損害が生じた保管場所に対する保険証券記載の保管の保険金額（保管・輸送区分が保管である保険金額をいいます。）

第6条（保険金の支払額－輸送中の事故の場合）

- （1）輸送中の保険の対象に生じた損害について、当会社が支払うべき損害保険金の額は、普通約款第6条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、1事故につき次のいずれか低い額とします。

- ① 普通約款第5条（損害額の決定）の規定による損害の額。ただし、免責金額特約が適用される場合は、その額から同特約第2条（免責金額の控除）（1）または（2）の規定に従い、免責金額を差し引いた残額とします。

- ② 保険証券記載の輸送中の1事故支払限度額（以下「輸送中の1事故支払限度額」といいます。）

- （2）普通約款第35条（保険金支払後の保険契約）の規定にかかわらず、輸送中の保険の対象に生じた損害について、当会社が損害保険金を支払った場合でも、輸送の保険金額（保管・輸送区分が輸送である保険金額をいいます。）は減額しないものとします。

- （3）輸送中の保険の対象に生じた損害について、当会社が損害保険金を支払った場合でも、輸送中の1事故支払限度額は減額しないものとします。

第7条（損害防止義務－小切手・手形の場合）

- （1）保険契約者または被保険者は、保険の対象である小切手または手形について盗難による損害が発生した場合は、直ちに次の措置を行わなければなりません。

- ① 公示催告および除権判決の申立て

- ② 振出人または引受人に対する盗難発生のお知らせおよび盗難手形・小切手の支払指定銀行に対する支払停止の依頼

- （2）保険契約者または被保険者が、（1）の措置を直に行わなかった場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- （3）保険契約者または被保険者が（1）①の手續に要した費用は、普通約款第5条（損害額の決定）（1）の損害の額に含まれるものとします。

第8条（輸送額の通知）

- （1）保険契約者または被保険者は、保険契約終了後、遅滞無く、保険期間中における保険の対象の延輸送額を当会社に通知しなければなりません。

- （2）この保険契約が失効する場合または解除される場合は、保険契約者または被保険者は、既経過期間中における保険の対象の延輸送額を当会社に通知しなければなりません。

第9条（保険料の精算）

当会社は、前条の規定により通知された延輸送額に基づき、輸送の保険金額に対する確定保険料を算出し、輸送の保険金額に対する保険料として既に領収した額との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

第10条（保険料の返還または請求）

輸送の保険金額に対する保険料について普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または

請求します。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

8. 通貨延金額契約特約

第1条（保険の対象の範囲）

この保険契約における保険の対象は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、同条の規定による保険の対象のうち、被保険者が事業のために所有する通貨に限りします。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約に従い、保険の対象について生じた次に掲げる損害に対してのみ、保険金を支払います。

- ① 保険の対象が保険証券記載の保管場所（以下「保管場所」といいます。）に保管されている間に生じた損害。ただし、保険の対象を保管場所に搬入したまたは保管場所において受け取った日の午前0時から起算して、下欄記載の補償期間（以下「補償期間」といいます。）を経過した保険の対象に生じた損害を除きます。

補償期間	[] 日間
------	-----------------------------

- ② 保管場所から金融機関までまたは金融機関から保管場所までを輸送中の保険の対象に生じた損害

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保管場所が営業時間外である間（営業を行わない保管場所である場合は、時間を問いません。）に、施錠された金庫（耐火定置式のものをいい、手提げ金庫等可搬型のものを除きます。）の内部に収容されていない保険の対象に生じた損害に対して、保険金を支払いません。

第4条（損害額の決定）

当会社が普通約款第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金として支払うべき損害の額は、普通約款第5条（損害額の決定）または免責金額特約第2条（免責金額の控除）の規定により決定します。ただし、第2条（保険金を支払う場合）①ただし書きの規定により除かれる損害がある場合は、次の算式により算出した額とします。

- ① 火災、落雷または破裂・爆発による損害の場合

$$\begin{array}{l} \text{第2条①ただし} \\ \text{書きの規定を適} \\ \text{用せずに算出} \\ \text{した損害の額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{保管場所に所在する第2条} \\ \text{①の補償期間を経過してい} \\ \text{ない保険の対象の保険価額} \\ \text{保管場所に所在する保険の} \\ \text{対象の保険価額} \end{array} = \text{損害の額}$$

② 火災、落雷および破裂・爆発以外の事故による損害の場合

第2条①ただし 書きの規定を適 用せずに算出し た損害の額	×	保管場所に所在する第2条 ①の補償期間を経過してい ない保険の対象の保険価額 保管場所に所在する保険の 対象の保険価額	－	保険証券 記載の免 責金額	=	損害の額
--	---	---	---	---------------------	---	------

第5条（保険金の支払額）

（1）保管場所に保管中の保険の対象に生じた損害について、当会社が支払うべき損害保険金の額は、普通約款第6条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、1事故につき次のいずれか低い額とします。

- ① 前条の規定によって算出した1事故あたりの損害の額
- ② 保険証券記載の保管中の1事故支払限度額（以下「保管中の1事故支払限度額」といいます。）

（2）輸送中の保険の対象に生じた損害について、当会社が支払うべき損害保険金の額は、普通約款第6条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、1事故につき次のいずれか低い額とします。

- ① 普通約款第5条（損害額の決定）の規定による1事故あたりの損害の額から、保険証券記載の免責金額を差し引いた残額
- ② 保険証券記載の輸送中の1事故支払限度額（以下「輸送中の1事故支払限度額」といいます。）

（3）普通約款第35条（保険金支払後の保険契約）の規定にかかわらず、保険の対象に生じた損害について、当会社が損害保険金を支払った場合でも、保険金額は減額しないものとします。

（4）輸送中の保険の対象に生じた損害について、当会社が損害保険金を支払った場合でも、保管中の1事故支払限度額および輸送中の1事故支払限度額は減額しないものとします。

第6条（輸送額の通知）

- （1）保険契約者または被保険者は、保険契約終了後、遅滞無く、保険期間中における保険の対象の延輸送額を当会社に通知しなければなりません。
- （2）この保険契約が失効する場合または解除される場合は、保険契約者または被保険者は、既経過期間中における保険の対象の延輸送額を当会社に通知しなければなりません。

第7条（保険料の精算）

当会社は、前条の規定により通知された延輸送額に基づき、確定保険料を算出し、既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

第8条（保険料の返還または請求）

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

9. 集金契約特約（一括精算）

第1条（保険の対象の範囲）

（1）この保険契約における保険の対象は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、同条の規定による保険の対象のうち、被保険者が事業のために集金し所有する通貨、小切手または手形に限りです。

（2）（1）の規定にかかわらず、いかなる場合でも、白地小切手および白地手形は保険の対象に含まれません。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約に従い、保険の対象について生じた次に掲げる損害に対してのみ、保険金を支払います。

- ① 保険の対象が保険証券記載の保管場所（以下「保管場所」といいます。）に保管されている間に生じた損害。ただし、保険の対象を保管場所に搬入した日の午前0時から起算して、下欄記載の補償期間（以下「補償期間」といいます。）を経過した保険の対象に生じた損害を除きます。

補償期間	[] 日間
------	--------

- ② 保険の対象が集金された場所から保管場所までまたは保管場所から金融機関までを輸送中の保険の対象に生じた損害

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保管場所が営業時間外である間（営業を行わない保管場所である場合は、時間を問いません。）に、施錠された金庫（耐火定置式のものをいい、手提げ金庫等可搬型のものを除きます。）の内部に収容されていない保険の対象に生じた損害に対して、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合－小切手・手形の場合）

保険の対象が小切手または手形の場合は、当会社は、普通約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、次に掲げる事由によって生じた損害については保険金を支払いません。

- ① 支払人、振出人または引受人の支払拒絶によって生じた損害
- ② 振出人または引受人の不渡報告、銀行取引停止によって生じた損害

第5条（損害防止義務－小切手・手形の場合）

（1）保険契約者または被保険者は、保険の対象である小切手または手形について盗難による損害が発生した場合は、直ちに次の措置を行わなければなりません。

- ① 公示催告および除権判決の申立て
- ② 振出人または引受人に対する盗難発生の通知および盗難手形・小切手の支払

指定銀行に対する支払停止の依頼

- (2) 保険契約者または被保険者が、(1) の措置を直ちに行わなかった場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 保険契約者または被保険者が(1) ①の手續に要した費用は、普通約款第5条(損害額の決定)(1) の損害の額に含まれるものとします。

第6条 (損害額の決定)

当社が普通約款第1条(保険金を支払う場合)(1) の損害保険金として支払うべき損害の額は、普通約款第5条(損害額の決定)または免責金額特約第2条(免責金額の控除)の規定により決定します。ただし、第2条(保険金を支払う場合)①の補償期間を経過した保険の対象が保管場所にある場合または保険の対象ではない通貨、小切手または手形が保険の対象と共に保管もしくは輸送されている間に生じた損害の場合は、次の算式により算出した額とします。

- ① 火災、落雷または破裂・爆発による損害の場合

$$\begin{array}{l} \text{保険の対象および保険の対} \\ \text{象ではない通貨、小切手・} \\ \text{手形に生じた損害の額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{保険の対象の保険価額。ただし、} \\ \text{保管場所に保管中に生じた損害の} \\ \text{場合は、保管場所に所在する第2} \\ \text{条①の補償期間を経過した保険の} \\ \text{対象の保険価額を除きます。} \\ \text{保険の対象の保険価額および保険} \\ \text{の対象ではない通貨、小切手また} \\ \text{は手形の価額の合計額} \end{array} = \text{損害の額}$$

- ② 火災、落雷および破裂・爆発以外の事故による損害の場合

$$\begin{array}{l} \text{保険の対象および保険} \\ \text{の対象ではない通貨、} \\ \text{小切手・手形に生じた} \\ \text{損害の額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{保険の対象の保険価額。ただし、} \\ \text{保管場所に保管中に生じた損害の} \\ \text{場合は、保管場所に所在する第2} \\ \text{条①の補償期間を経過した保険の} \\ \text{対象の保険価額を除きます。} \\ \text{保険の対象の保険価額および保険} \\ \text{の対象ではない通貨、小切手また} \\ \text{は手形の価額の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険証} \\ \text{券記載} \\ \text{の免責} \\ \text{金額} \end{array} = \text{損害の額}$$

第7条 (保険金の支払額)

(1) 保管場所に保管中の保険の対象に生じた損害について、当社が支払うべき損害保険金の額は、普通約款第6条(保険金の支払額)の規定にかかわらず、1事故につき次のいずれか低い額とします。

- ① 前条の規定によって算出した1事故あたりの損害の額
- ② 保険証券記載の保管中の1事故支払限度額(以下「保管中の1事故支払限度額」といいます。)
- (2) 輸送中の保険の対象に生じた損害について、当社が支払うべき損害保険金の額は、普通約款第6条(保険金の支払額)の規定にかかわらず、1事故につき次の

いずれか低い額とします。

- ① 普通約款第5条(損害額の決定)の規定による1事故あたりの損害の額から、保険証券記載の免責金額を差し引いた残額
- ② 保険証券記載の輸送中の1事故支払限度額(以下「輸送中の1事故支払限度額」といいます。)

(3) (1) または(2) の規定にかかわらず、損害発生前に当社が受領した最終の通知における通知額(以下「最終通知額」といいます。)が、次条の規定によって通知すべき実際の集金額に不足していた場合は、実際の集金額に対する最終通知額の割合を(1) または(2) の規定による損害保険金の額に乗じて得た額を損害保険金として支払います。

(4) 保険の対象に生じた損害について、当社が損害保険金を支払った場合でも、普通約款第35条(保険金支払後の保険契約)の規定にかかわらず、保険金額は減額しないものとします。

(5) 保険の対象に生じた損害について、当社が損害保険金を支払った場合でも、保管中の1事故支払限度額および輸送中の1事故支払限度額は減額しないものとします。

第8条 (輸送額の通知)

保険契約者は、毎月の末日を締切日として、締切日の属する月の延集金額を、下欄記載の通知日までに当社所定の通知書により当社に通知しなければなりません。

通知日	締切日の属する月の翌月の〔 〕日
-----	------------------

第9条 (保険料の精算)

当社は、前条の規定により通知された延集金額に基づき、確定保険料を算出し、既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

第10条 (保険料の返還または請求)

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

第11条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

10. 給与・賞与契約特約(一括精算)

第1条 (保険の対象の範囲)

この保険契約における保険の対象は、動産総合保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第3条(保険の対象の範囲)の規定にかかわらず、同条の規定による保険の対象のうち、被保険者が給与または賞与として所有する通貨に限ります。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約に従い、保険の対象について生じた次に掲げる損害に対してのみ、保険金を支払います。

- ① 保険の対象が保険証券記載の保管場所（以下「保管場所」といいます。）に保管されている間に生じた損害。ただし、保険の対象を保管場所に搬入した日の午前0時から起算して、下欄記載の補償期間（以下「補償期間」といいます。）を経過した保険の対象に生じた損害を除きます。

補償期間	[] 日間
------	-----------------------------

- ② 保険の対象を引き出した金融機関から保管場所までを輸送中の保険の対象に生じた損害

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保管場所が営業時間外である間（営業を行わない保管場所である場合は、時間を問いません。）に、施錠された金庫（耐火定置式のものをいい、手掛け金庫等可搬型のものを除きます。）の内部に収容されていない保険の対象に生じた損害に対して、保険金を支払いません。

第4条（損害額の決定）

当会社が普通約款第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、普通約款第5条（損害額の決定）または免責金額特約第2条（免責金額の控除）の規定により決定します。ただし、第2条（保険金を支払う場合）①の補償期間を経過した保険の対象が保管場所にある場合または保険の対象ではない通貨が保険の対象と共に保管もしくは輸送されている間に生じた損害の場合は、次の算式により算出した額とします。

- ① 火災、落雷または破裂・爆発による損害の場合

保険の対象
および保険
の対象では
ない通貨に
生じた損害
の額

×

保険の対象の保険価額。ただし、保管場所に保管中に生じた損害の場合は、保管場所に所在する第2条①の補償期間を経過した保険の対象の保険価額を除きます。
保険の対象の保険価額および保険の対象ではない通貨の価額の合計額

=

損害の額

- ② 火災、落雷および破裂・爆発以外の事故による損害の場合

保険の対象
および保険
の対象では
ない通貨に
生じた損害
の額

×

保険の対象の保険価額。ただし、保管場所に保管中に生じた損害の場合は、保管場所に所在する第2条①の補償期間を経過した保険の対象の保険価額を除きます。
保険の対象の保険価額および保険の対象ではない通貨の価額の合計額

=

損害の額

−

保険証券
記載の免
責金額

第5条（保険金の支払額）

- (1) 保管場所に保管中の保険の対象に生じた損害について、当会社が支払うべき損害保険金の額は、普通約款第6条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、1事故につき次のいずれか低い額とします。

- ① 前条の規定によって算出した1事故あたりの損害の額
② 保険証券記載の保管中の1事故支払限度額（以下「保管中の1事故支払限度額」といいます。）

- (2) 輸送中の保険の対象に生じた損害について、当会社が支払うべき損害保険金の額は、普通約款第6条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、1事故につき次のいずれか低い額とします。

- ① 普通約款第5条（損害額の決定）の規定による1事故あたりの損害の額から、保険証券記載の免責金額を差し引いた残額
② 保険証券記載の輸送中の1事故支払限度額（以下「輸送中の1事故支払限度額」といいます。）

- (3) (1) または (2) の規定にかかわらず、損害発生前に当会社が受領した最終の通知における通知額（以下「最終通知額」といいます。）が、次条の規定によって通知すべき実際の支給額に不足していた場合は、実際の支給額に対する最終通知額の割合を (1) または (2) の規定による損害保険金の額に乘じて得た額を損害保険金として支払います。

- (4) 普通約款第35条（保険金支払後の保険契約）の規定にかかわらず、保険の対象に生じた損害について、当会社が損害保険金を支払った場合でも、保険金額は減額しないものとします。

- (5) 保険の対象に生じた損害について、当会社が損害保険金を支払った場合でも、保管中の1事故支払限度額および輸送中の1事故支払限度額は減額しないものとします。

第6条（輸送額の通知）

保険契約者は、毎月の末日を締切日として、締切日の属する月の延支給額を、下欄記載の通知日までに当会社所定の通知書により当会社に通知しなければなりません。

通知日	締切日の属する月の翌月の [] 日
-----	---

第7条（保険料の精算）

当会社は、前条の規定により通知された延支給額に基づき、確定保険料を算出し、既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

第8条（保険料の返還または請求）

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

11. 展示一貫契約特約（会場・往復）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約に従い、保険の対象について生じた次に掲げる損害に対してのみ、保険金を支払います。

- ① 保険の対象が保険証券記載の保険責任の開始場所を搬出されてから、保険証券記載の保管場所（以下「展示会場」といいます。）までの輸送中に生じた損害
- ② 展示会場に保管中の保険の対象に生じた損害
- ③ 保険の対象が展示会場を搬出されてから保険証券記載の保険責任の終了場所へ搬入されるまでの輸送中に生じた損害

第2条（保険金の支払額－展示会場における事故の場合）

展示会場において保管中の保険の対象に生じた損害について、当会社が支払うべき損害保険金の額は、普通約款第6条（保険金の支払額）の規定中、「保険価額」とあるのを「損害が生じた時において損害が生じた展示会場に所在する保険の対象の保険価額」と読み替えて算出した額とします。

第3条（保険金の支払額－輸送中の事故の場合）

（1）輸送中の保険の対象に生じた損害について、当会社が支払うべき損害保険金の額は、1事故につき次のいずれかが低い額とします。

- ① 普通約款第6条（保険金の支払額）の規定中、「保険価額」とあるのを「損害が生じた時において輸送された保険の対象の保険価額の合計額」と読み替えて算出した額
- ② 保険証券記載の輸送中の1事故支払限度額（以下「輸送中の1事故支払限度額」といいます。）

（2）輸送中の保険の対象に生じた損害について、当会社が損害保険金を支払った場合でも、輸送中の1事故支払限度額は減額しないものとします。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

12. 展示一貫契約特約（会場のみ）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約に従い、保険の対象が保険証券記載の保管場所（以下「展示会場」といいます。）に搬入されてから、展示会場を搬出されるまでの間に生じた損害に対してのみ、保険金を支払います。

第2条（保険金の支払額）

保険の対象に生じた損害について、当会社が支払うべき損害保険金の額は、普通約款第6条（保険金の支払額）の規定中、「保険価額」とあるのを「損害が生じた時において損害が生じた展示会場に所在する保険の対象の保険価額」と読み替えて算出した額とします。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

13. 事業用特定動産契約特約

この保険契約における保険の対象は、動産総合保険普通保険約款第3条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、この特約に従い、同条の規定による保険の対象のうち、その用途が被保険者の事業用であるものに限ります。

14. 携行品一式契約特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（保険金の支払額）（2）および第7条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、被保険者が携行中の保険の対象について生じた損害に対して、保険金額を限度として損害保険金を支払います。

第2条（被保険者）

この特約における被保険者は、保険証券の被保険者欄に記載の者およびその者と生計を共にする同居の親族とします。

第3条（保険の対象の範囲）

（1）この特約における保険の対象は、普通約款第3条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、被保険者によって保険証券記載の建物から一時的に持ち出された、被保険者の所有する家財とします。

（2）次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含みます。）、原動機付自転車および自転車
- ② 船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、航空機、ハンググライダー、サーフボード
- ③ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの

- ④ 動物および植物
 - ⑤ その他保険証券に記載のもの
- (3) 次に掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
- ① 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類するもの
 - ② 預金証書および貯金証書(通帳および通貨自動支払機用カードを含みます。)、クレジットカードその他これらに準ずるもの
 - ③ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの
 - ④ 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

15. 生活用特定動産契約特約

この保険契約における保険の対象は、動産総合保険普通保険約款第3条(保険の対象の範囲)の規定にかかわらず、この特約に従い、同条の規定による保険の対象のうち、その用途が被保険者の生活用であるものに限ります。

16. 告知等変更特約

第1条 (この特約が適用される範囲)

この特約は、保険法(平成20年法律第56号)第36条第4号の規定に該当する保険契約に適用されます。

第2条 (告知義務)

当会社は、この特約に従い、動産総合保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第10条(告知義務)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第10条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書の記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。)

- ③ 保険契約者または被保険者が、第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生前に、保険契約申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めることに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)に規定する事実が、当会社が保険契約申込書において定めた危険(損害の発生の可能性をいいます。)に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、(2)の規定を適用します。
- (5) (2)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第21条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

第3条 (通知義務)

当会社は、この特約に従い、普通約款第11条(通知義務)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第11条 (通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。
 - ① 保険の対象の主たる保管施設の構造を変更したこと。
 - ② 保険の対象の用途を変更したこと。
 - ③ ①および②のほか、保険契約申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(保険契約申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。)が発生すること。
- (2) (1)の事実がある場合((4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。)には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4)(1)に規定する手続を怠った場合には、当会社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)①から③までに規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率に変更前の保険料率より高くなかったときは除きます。

(5)(4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第4条（保険の対象の調査）

当会社は、この特約に従い、普通約款第14条（保険の対象の調査）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第14条（保険の対象の調査）

(1)当会社は、いつでも保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査することができます。

(2)保険契約者、被保険者または保険の対象を占有する者が、正当な理由がなく(1)の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3)(2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。

第5条（保険金額の調整）

当会社は、この特約に従い、普通約款第18条（保険金額の調整）(1)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第18条（保険金額の調整）

(1)保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。

第6条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

当会社は、この特約に従い、普通約款第22条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第22条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1)告知等変更特約第2条（告知義務）の規定により読み替えて適用される第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2)告知等変更特約第3条（通知義務）の規定により読み替えて適用される第11条（通知義務）(1)の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、同条(1)の事実が生じた時以降の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づく、同条(1)の事実が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(3)当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4)(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、告知等変更特約第3条（通知義務）の規定により読み替えて適用される第11条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

(6)(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7)(6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第7条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

当会社は、この特約に従い、普通約款第25条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第25条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

第18条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、既経過期間中に、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、その損害保険金相当額に対応する保険料は返還しません。

第8条（保険料の返還－解除の場合）

当会社は、この特約に従い、普通約款第26条（保険料の返還－解除の場合）(1)

の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第26条（保険料の返還－解除の場合）

（１）告知等変更特約第2条（告知義務）の規定により読み替えて適用される第10条（告知義務）（２）、同特約第3条（通知義務）の規定により読み替えて適用される第11条（通知義務）（２）、同特約第4条（保険の対象の調査）の規定により読み替えて適用される第14条（保険の対象の調査）（２）、第20条（重大事由による解除）（１）または同特約第6条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の規定により読み替えて適用される第22条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（３）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、既経過期間中に、第1条（保険金を支払う場合）の損害保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、その損害保険金相当額に対応する保険料は返還しません。

第9条（損害防止義務および損害防止費用）

当社は、この特約に従い、普通約款第28条（損害防止義務および損害防止費用）（２）および（４）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

（２）（１）の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）（１）の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当しないときおよび第9条（保険責任の始期および終期）（３）または告知等変更特約第6条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の規定により読み替えて適用される第22条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（４）の規定が適用されないときは、当社は、これを負担します。ただし、保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）から第1条（１）の損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。

（４）第6条（保険金の支払額）（２）、第7条（包括して契約した場合の保険金の支払額）および第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（１）の規定は、（２）に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第8条（１）の規定中「別表1に掲げる支払限度額」とあるのは「それぞれの保険契約もしくは共済契約の保険金額の合計額（それぞれの保険契約または共済契約の保険金額の合計額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）からそれぞれの保険契約もしくは共済契約によって支払われるべき損害保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額または告知等変更特約第9条（損害防止義務および損害防止費用）の規定により読み替えて適用される第28条（損害防止義務および損害防止費用）（２）本文によって当社が負担する費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。

第10条（保険金の請求）

当社は、この特約に従い、普通約款第31条（保険金の請求）（２）④の規定中、「次条（１）」とあるのは「告知等変更特約第11条（保険金の支払時期）の規定に

より読み替えて適用される第32条（保険金の支払時期）（１）」と読み替えて適用します。

第11条（保険金の支払時期）

当社は、この特約に従い、普通約款第32条（保険金の支払時期）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

第32条（保険金の支払時期）

（１）当社は、被保険者が前条（２）の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含みます。）および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① （１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
- ② （１）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- ⑤ 損害を受けた保険の対象もしくは損害発生事由が特殊である場合または多数の保険の対象が同一事故により損害を受けた場合において、（１）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

- (3)(2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4)(1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

第12条 (他の特約が付帯されている場合の読替え)

この保険契約に他の特約が付帯されている場合で、その特約の規定中、この特約で読み替えるべき普通約款の規定を参照、準用または適用するときは、その特約に特段の約定がないかぎり、この特約により読み替えられた普通約款の規定を参照、準用または適用することとします。

第13条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

17. 水災危険補償特約

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、動産総合保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)(1)②の規定にかかわらず、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって生じた損害に対して、損害保険金を支払います。

第2条 (小損害額の控除)

- (1) 当会社が前条の損害保険金として支払うべき損害の額は、普通約款第5条(損害額の決定)または免責金額特約の規定にかかわらず、1回の事故につき、普通約款第5条の規定による損害の額から保険価額の2%に相当する額を差し引いた残額とします。
- (2)(1)の規定は、保険の対象が建物内収容の動産である場合は保険の対象を収容する建物ごとに適用し、保険の対象が建物内収容の動産以外のものであるときは、その全体について、敷地内ごとに適用します。
- (3)(1)または(2)の場合において、差し引く額が1万円に満たないときは、これを1万円とし、10万円を超えるときは、これを10万円とします。
- (4)(1)から(3)までの規定によってそれぞれ差し引く額の合計額(ただし、損害額が1万円以下のものの差し引く額は、これを除いて計算します。)が1回の事故につき、1敷地内において50万円を超える場合は、これを50万円とします。

第3条 (普通約款に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通約款第1条(保険金を支払う場合)(2)の臨時費用保険金、同条(3)の残存物取片付け費用保険金および第28条(損害防止義務および損害防止費用)(2)に掲げる損害防止費用の負担に関する規定を適用しません。

第4条 (保険料の返還または請求)

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

18. 地震危険補償特約 (縮小支払)

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、動産総合保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)(2)②に掲げる損害のうち、次のいずれかの損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

- ① 地震による火災(地震を直接または間接の原因とする火災をいいます。)によって生じた損害
- ② 地震によって生じた損壊、埋没等の損害
- (2)(1)①または②の損害には、次の損害を含みません。
- ① 地震による破裂・爆発(「破裂・爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。)によって生じた損害
- ② 地震による津波、洪水その他の水災によって生じた損害

第2条 (損害保険金の支払額)

- (1) 当会社が前条の損害保険金として支払うべき損害の額は、普通約款第5条(損害額の決定)または免責金額特約の規定にかかわらず、1回の事故(72時間以内に生じた2以上の地震は、これらを一括して、1回の事故とみなします。)につき、普通約款第5条の規定による損害の額から保険価額の2%に相当する額を差し引いた残額とします。
- (2)(1)の規定は、保険の対象が建物内収容の動産である場合は保険の対象を収容する建物ごとに適用し、保険の対象が建物内収容の動産以外のものであるときは、その全体について、敷地内ごとに適用します。
- (3)(1)または(2)の場合において、差し引く額が1万円に満たないときは、これを1万円とし、10万円を超えるときは、これを10万円とします。
- (4) 当会社は、(1)から(3)までの規定、普通約款第6条(保険金の支払額)から第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)までの規定およびこの保険契約に適用される他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に下欄記載の割合を乗じて得た額を、この特約に従い、損害保険金として支払います。

縮小割合	[] %
------	----------------------------

第3条 (普通約款に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通約款第1条(保険金を支払う場合)(2)の臨時費用保険金、同条(3)の残存物取片付け費用保険金および第28条(損害防止義務および損害防止費用)(2)に掲げる損害防止費用の負担に関する規定を適用しません。

第4条（保険金の支払時期）

（１）当社は、被保険者が普通約款第31条（２）の手續を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含みます。）および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① （１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - ② （１）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - ⑤ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生すると見込まれる地震等による災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
- （３）（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

19. 地震破裂爆発危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、地震危険補償特約（縮小支払）第1条（保険金を支払う場合）（２）①に掲げる損害のうち、地震による破裂または爆発（破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震危険補償特約（縮小支払）の規定を準用します。

20. 地震水災危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、地震危険補償特約（縮小支払）第1条（保険金を支払う場合）（２）②に掲げる損害のうち、地震による津波、洪水その他の水災によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震危険補償特約（縮小支払）の規定を準用します。

21. 噴火危険補償特約（縮小支払）

第1条（保険金を支払う場合）

（１）当社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）（２）②に掲げる損害のうち、次のいずれかの損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

- ① 噴火による火災（噴火を直接または間接の原因とする火災をいいます。以下同様とします。）によって生じた損害
 - ② 噴火による破裂・爆発（「破裂・爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）によって生じた損害
 - ③ 噴火によって生じた損壊、埋没等の損害
- （２）（１）①から③までの損害には、噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害を含みません。

第2条（損害保険金の支払額）

当社は、普通約款第5条（損害額の決定）から第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）までの規定およびこの保険契約に適用される他の特約の規定によって算出した損害保険金の額に下欄記載の割合を乗じて得た額を、この特約に従い、損害保険金として支払います。

縮小割合	[] %
------	----------------------------

第3条（普通約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通約款第1条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金、同条（3）の残存物取片付け費用保険金および第28条（損害防止義務および損害防止費用）(2)に掲げる損害防止費用の負担に関する規定を適用しません。

第4条（保険金の支払時期）

(1)当社は、被保険者が普通約款第31条（2）の手續を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含みます。）および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - ⑤ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生すると見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

22. 修理危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）(1)⑧の規定にかかわらず、保険の対象に対する修理、調整等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害に対して、損害保険金を支払います。

第2条（普通約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通約款第1条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金、同条（3）の残存物取片付け費用保険金および第28条（損害防止義務および損害防止費用）(2)に掲げる損害防止費用の負担に関する規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

23. 電気的事故補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）(1)⑨に掲げる損害のうち、偶然な外来の事故に直接起因しない、保険の対象の電気的作用によって生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

第2条（普通約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通約款第1条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金、同条（3）の残存物取片付け費用保険金および第28条（損害防止義務および損害防止費用）(2)に掲げる損害防止費用の負担に関する規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

24. 機械的事故補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）(1)⑨に掲げる損害のうち、偶然な外来の事故に直接起因しない、保険の対象の機械の稼働によって生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

第2条（普通約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通約款第1条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金、同条（3）の残存物取片付け費用保険金および第28条（損害防止義務および損害防止費用）(2)に掲げる損害防止費用の負担に関する規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

25. 詐欺・横領危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）(1)⑩の規定にかかわらず、詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

第2条（普通約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通約款第1条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金、同条（3）の残存物取片付け費用保険金および第28条（損害防止義務および損害防止費用）(2)に掲げる損害防止費用の負担に関する規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

26. 不着危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が保険の対象の輸送を第三者に委託した場合にかぎり、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）(1)①に掲げる損害のうち、輸送を受託した者によって仕向地に輸送されるべき保険の対象が仕向地に到着しないことによって生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

第2条（輸送人に対する損害賠償請求義務）

（1）保険契約者または被保険者は、前条の損害の発生を知った場合は、遅滞なく、その輸送を受託した者に対して、保険の対象に生じた損害の賠償を請求しなければなりません。

（2）保険契約者または被保険者が（1）の義務に違反した場合は、当会社は、普通約款第5条（損害額の決定）による損害の額から、保険の対象の輸送を受託した者に対して損害賠償の請求をすることによって取得することが出来たと認められる額を差し引いて損害保険金を支払います。

第3条（普通約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通約款第1条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金、同条（3）の残存物取片付け費用保険金および第28条（損害防止義務および損害防止費用）(2)に掲げる損害防止費用の負担に関する規定を適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

27. 輸送中等破曲危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、動産総合保険追加特約（以下「追加特約」といいます。）第1条（保険金を支払わない場合—その1）①の規定にかかわらず、保険の対象が輸送中または巡回販売中である間に生じた破損または曲がりもしくはへこみの損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支払います。

第2条（普通約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通約款第1条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金、同条（3）の残存物取片付け費用保険金および第28条（損害防止義務および損害防止費用）(2)に掲げる損害防止費用の負担に関する規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、動産総合保険普通保険約款、追加特約およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

28. 輸送中等管理下外盗難危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、動産総合保険追加特約（以下「追加特約」といいます。）第1条（保険金を支払わない場合—その1）②の規定にかかわらず、この特約に従い、保険の対象が輸送中または巡回販売中である間に、輸送または巡回販売を行っている者の管理下外で生じた盗難による損害に対して、保険金を支払います。ただし、保険の対象が夜間（日没から夜明けまでをいいます。）屋外に放置されている間（輸送用具に積載されている間を含みます。）に生じた盗難による損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（普通約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金、同条（3）の残存物取片付け費用保険金および第28条（損害防止義務および損害防止費用）(2)に掲げる損害防止費用の負担に関する規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、追加特約およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

29. 万引危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、動産総合保険追加特約（以下「追加特約」といいます。）第1条（保険金を支払わない場合—その1）③の規定にかかわらず、この特約に従い、万引きその他保険の対象が所在する建物、戸室等への不法侵入、暴行または脅迫の行為のいずれもすることなく行われた盗難による損害に対して、損害保険金を支払います。

第2条（普通約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通約款第1条（保険金を支払う場合）（2）の臨時費用保険金、同条（3）の残存物取片付け費用保険金および第28条（損害防止義務および損害防止費用）（2）に掲げる損害防止費用の負担に関する規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、動産総合保険普通保険約款、追加特約およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

30. 臨時費用保険金支払特約

当会社は、この特約に従い、動産総合保険追加特約第4条（臨時費用保険金を支払わない場合）①の規定にかかわらず、盗難によって保険の対象に損害が生じた場合でも、臨時費用保険金を支払います。ただし、次のいずれかに該当する損害である場合は除きます。

- ① 保険の対象が輸送中または巡回販売中である間に、輸送または巡回販売を行っている者の管理下外（保険の対象を置いたまま、一時的あるいはそれ以上の間、その者がその場を離れる状態をいいます。）で生じた盗難による損害
- ② 万引きその他保険の対象が所在する建物、戸室等への不法侵入、暴行または脅迫の行為のいずれもすることなく行われた盗難による損害
- ③ 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類するものに生じた盗難による損害

31. 冷凍・冷蔵物追加補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、動産総合保険追加特約第1条（保険金を支払わない場合—その1）⑩ただし書きに掲げる場合のほか、この保険契約で補償する偶然な事故によって生じた冷凍装置等の機能停止等に起因して生じた保険の対象の温度変化の損害に対して、保険金を支払います。ただし、その機能停止等が24時間以上継続した場合に限りません。

（2）（1）の「この保険契約で補償する偶然な事故」とは、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）またはこの保険契約に付帯された特約の規定中「保険の対象」とあるのを「保険の対象の温度を管理する冷凍（冷蔵）装置または設備」と読み替えて適用した場合において、保険金支払の対象となる事故をい

います。

第2条（普通約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約においては、普通約款第1条（保険金を支払う場合）（2）の臨時費用保険金、同条（3）の残存物取片付け費用保険金および第28条（損害防止義務および損害防止費用）（2）に掲げる損害防止費用の負担に関する規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、追加特約およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

32. 火災・盗難等限定補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、次のいずれかの事由によって生じた損害に対してのみ、損害保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂・爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）
- ④ 盗難

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

33. 輸送中盗難危険補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定またはこの保険契約に適用される他の特約の規定にかかわらず、保険の対象が輸送中または巡回販売中である間に生じた盗難による損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

34. 金庫外の盗難危険補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約に従い、保管場所が①に規定する状態である間に金庫内に収容されていない、保険価額が1点または1組あたり②に規定する金額以上の③の保険の対象に生じた盗難による損害について、保

険金を支払いません。

① 保管場所の状態（該当する項目に○印）

	常時（営業時間内および営業時間外）
	営業時間外（営業を行わない保管場所である場合は、時間を問いません。）

② 1点または1組あたりの保険価額（該当する項目に○印）

	0千円（保険価額にかかわらず全品）
	[] 千円

③ 保険の対象（該当する項目に○印）

	保険証券記載の保管場所に保管中の保険の対象
	[]

（2）（1）の「金庫内に収容」とは、保険証券記載の保管場所で金庫（耐火定置式のものを行い、手提げ金庫等可搬型のものを除きます。）の内部に施錠して収容されている状態をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

35. 金庫外の盗難危険に関する

縮小支払・支払限度額特約

第1条（保険金の支払額）

（1）当社は、この特約に従い、保管場所が①に規定する状態である間に金庫内に収容されていない、保険価額が1点または1組あたり②に規定する金額以上の③の保険の対象に生じた盗難による損害について、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定およびこの保険契約に付帯されたすべての特約（支払限度額を定めた特約（保険金額よりも低い額を支払限度額とし、その額を限度に保険金を支払う旨を定めた特約をいいます。）が付帯された場合には、その支払限度額の規定を適用せずに算出した保険金の支払額とします。）の規定によって算出した保険金の支払額に、④に規定する縮小払割合を乗じて得た額を、⑤に規定する支払限度額（この特約とは別に支払限度額を定めた特約がある場合には、その特約の支払限度額と⑤の支払限度額のいずれか低い額とします。）を上限に保険金を支払います。

① 保管場所の状態（該当する項目に○印）

	常時（営業時間内および営業時間外）
	営業時間外（営業を行わない保管場所である場合は、時間を問いません。）

② 1点または1組あたりの保険価額（該当する項目に○印）

	0千円（保険価額にかかわらず全品）
	[] 千円

③ 保険の対象（該当する項目に○印）

	保険証券記載の保管場所に保管中の保険の対象
	[]

④ 縮小払割合（該当する項目に○印）

	100 %（適用なし）
	[] %

⑤ 支払限度額（該当する項目に○印）

	保険証券記載の支払限度額
	[] 千円

（2）（1）の「金庫内に収容」とは、保険証券記載の保管場所で金庫（耐火定置式のものを行い、手提げ金庫等可搬型のものを除きます。）の内部に施錠して収容されている状態をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

36. 他保険優先払特約

第1条（免責金額特約の変更）

当社は、当社が引き受ける別の盗難保険契約または動産総合保険契約（保険の対象の収容場所を警備する警備業者を保険契約者とする契約に限ります。以下「警備業者の保険契約」といいます。）で保険金が支払われる場合には、この特約に従い、免責金額特約第2条（免責金額の控除）の規定中「保険証券記載の免責金額（以下「免責金額」といいます。）」または「免責金額」とあるのを、次の額と読み替えて適用します。

次の①の額または②および③の合計額のいずれか高い額

- ① 保険証券記載の免責金額
- ② 警備業者の保険契約の支払責任額
- ③ 警備業者の保険契約の免責金額またはこの保険契約の免責金額のいずれか低い額

第2条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

普通約款第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の保険契約等が警備業者の保険契約である場合にかぎり、この保険契約で支払うべき保険金の額は同条（1）②の規定に従い、算出するものとします。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

37. 臨時費用保険金補償対象外特約

当会社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）（2）の規定にかかわらず、臨時費用保険金を支払いません。

38. 特定危険補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、動産総合保険普通保険約款またはこの保険契約に適用される他の特約の規定にかかわらず、下欄記載の損害に対しては保険金を支払いません。

保険金を支払わない損害	[]
-------------	-----

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

39. 屋外危険補償対象外特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険の対象が保険証券記載の建物の外部に持ち出されている間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

40. 美術品特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、次に掲げる損害に対しては保険金を支払いません。

- ① 亀裂、裂傷、皸、剥がれ、へこみ、または変色、退色もしくは艶返けに起因して生じた損害。ただし、偶然な外来の事故に起因して生じた場合を除きます。
- ② 温度または湿度の変化に起因して生じた損害。ただし、火災が発生した場合を除きます。

第2条（格落損害補償対象外）

当会社は、保険証券記載の保険の対象に損傷が生じた場合、特別の約定がないか

ぎり、損傷を受けた部分の修繕または補修に必要な費用に対してのみ保険金を支払い、損傷が生じたことによる保険の対象の価値の低下に対しては保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

41. 自販機・精算機特約

第1条（保険の対象）

この保険契約における保険の対象は、保険証券に記載の自動販売機・精算機のうち、自動販売機・精算機の本体（以下「機体」といいます。）および機体を固定するためのボルト・ナット等の金具とし、次に掲げるものを除きます。

- ① 機体に収容された通貨
- ② 機体に収容された商品
- ③ 機体を設置するためのコンクリート等による基礎工事部分

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、機体が取扱業者の指示に従って所定の設置場所に設置され、取扱業者の検査を完了する以前に生じた損害に対しては保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

42. 工事・荷役・農・鉱業機械特約

第1条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、次に掲げる部分に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次に掲げた部分ではない保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。

- ① ハンマ部分
- ② フォーク、ドリル、バケット、ショベル等の刃または爪に相当する部分
- ③ ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ケーシングチューブ等の消耗品または消耗材
- ④ コンクリート部分、ガラス部分、管球類
- ⑤ 工具類

（2）当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する登録、車両番号の指定または市区町村長の交付する標識（同法に規定する臨時運行許可証を除きます。）を受けた保険の対象に生じた損害

- ② 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める臨時運行許可証または道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）に定める臨時運転番号標を受けた保険の対象が、道路交通法（昭和35年法律105号）に定める道路に所在する間に生じた損害

第2条（保険の対象の範囲）

この保険契約における保険の対象は、保険証券記載の機械をいい、潤滑油、燃料等の運転用資材を除きます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

43. 家族の携行品補償対象外特約

第1条（被保険者）

当社は、携行品一式契約特約第1条（保険金を支払う場合）および第2条（被保険者）の規定にかかわらず、この特約に従い、保険証券記載の被保険者が携行中の保険の対象について生じた損害にかぎり、保険金を支払います。

第2条（保険の対象の範囲）

携行品一式契約特約第2条（被保険者）および第3条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、保険証券記載の被保険者と生計を共にする同居の親族が所有する家財で、保険証券記載の建物に収容されているものは、保険の対象に含まれるものとします。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

44. 特殊景品追加特約

この保険契約における保険の対象は、事業用通貨・小切手等包括契約特約第1条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、同条の規定による保険の対象および特殊景品とします。

45. 自販機・精算機内収容通貨補償特約

第1条（保険の対象の範囲）

この保険契約における保険の対象は、事業用通貨・小切手等包括契約特約（以下「通貨・小切手特約」といいます。）第1条（保険の対象の範囲）または動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険の対象の範囲）の規定にかかわらず、被保険者が事業のために所有する保険証券記載の自動販売機または精算機（以下「機体」といいます。）内に収容された通貨とします。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては保険金を支払いません。

- ① 偽造・変造通貨（日本国以外の通貨を含みます。）の使用に起因する損害
② 機体が破壊されることなく機体内部の通貨に生じた損害
③ 機体の故障または変調もしくは乱調に起因してまたは随伴して、通貨が規定額を超えて出ることによって生じた損害

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款、通貨・小切手特約およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。この場合において、通貨・小切手特約第3条（保険金を支払わない場合）通貨・小切手・手形の場合）の規定は適用しません。

46. 保険料分割払特約（大口）

第1条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、この保険契約の総保険料が当会社が別に定める額を超える場合に限り、保険契約者がこの保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第2条（分割保険料の払込方法等）

- （1）保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料（「分割保険料」とは、この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。以下同様とします。）を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。
- （2）第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関（当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下この条において同様とします。）の休業日に該当し、口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、払込期日に分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- （3）第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の払込期日が保険期間の初日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（第1回分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当社は、前条の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（追加保険料の払込み）

- （1）当会社が動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第22条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）または（6）および第8条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当会社は、普通約款第22条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)または(6)の追加保険料ごとの同条の規定を適用します。

第5条(第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責)

当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条(保険契約が終了する場合の保険料払込み)

この保険契約の総保険料の払込みを完了する前に、普通約款の規定に従い、損害保険金の支払によりこの保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払いを受ける以前に未払込保険料(この保険契約の総保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた残額をいいます。以下同様とします。)の全額を一時に払い込まなければなりません。

第7条(解除・分割保険料不払の場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日(払込期日の翌月の払込期日をいいます。以下②において同様とします。)までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2) (1)の解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
 - ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
- (3) (1)の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は①の額と②の額の差額を返還または請求します。

- ① 既経過期間に対する保険料(既経過期間中に損害保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、その損害保険金相当額に対応する保険料については保険証券記載の保険期間分の保険料とします。)
- ② 当会社が既に領収した保険料の総額

第8条(保険料の返還または請求)

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

47. 保険料分割払特約(一般)

第1条(保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料(この保険契約に定められた総保険料をいいます。以下同様とします。)を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第2条(分割保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料(「分割保険料」とは、この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。以下同様とします。)を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、保険証券記載の払込期日(以下「払込期日」といいます。)までに払い込まなければなりません。
- (2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関(当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下この条において同様とします。)の休業日に該当し、口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の払込期日が保険期間の初日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第3条(第1回分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条(追加保険料の払込み)

- (1) 当会社が動産総合保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第22条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)または(6)および第8条(保険料の返還または請求)の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当会社は、普通約款第22条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)または(6)の追加保険料ごとの同条の規定を適用します。

第5条(第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責)

当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条(保険契約が終了する場合の保険料払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、普通約款の規定に従い、損害保険金の支払

によりこの保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払いを受ける以前に未払保険料（年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた残額をいいます。以下同様とします。）の全額を一時に払い込まなければなりません。

第7条（解除－分割保険料不払の場合）

（1）当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（払込期日の翌月の払込期日をいいます。以下②において同様とします。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

（2）（1）の解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

- ① （1）①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
- ② （1）②による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日

（3）（1）の規定により当社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。

- ① 当社が既に領収した保険料の総額
- ② 既経過期間に対する保険料（既経過期間中に損害保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、その損害保険金相当額に対応する保険料については年額保険料とします。）

第8条（保険料の返還または請求）

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

48. 保険料分割払特約（一般団体）

第1条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料（この保険契約に定められた総保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第2条（分割保険料の払込み）

（1）保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料（「分割保険料」とは、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。以下同様とします。）を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）に払い込まなければなりません。ただし、被保険者ごとの保険料相当額をその負担者から集金する団体の場合には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日から10日以内に払い込むことができます。

（2）第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が当社の提携金融機関（当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。）の休業日に該当し、口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

（3）第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の払込期日が保険期間の初日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（第1回分割保険料領収前の事故）

当社は、保険契約者が前条の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（追加保険料の払込み）

（1）当社が動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第22条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）または（6）および第8条（保険料の返還または請求）の規定により追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。

（2）保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当社は、普通約款第22条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）または（6）の追加保険料ごとの同条の規定を適用します。

第5条（保険契約が終了する場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、保険金額（既経過期間中に損害保険金を支払った場合は、普通約款第35条（1）の規定を適用した額とします。）と同額の損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、保険契約者は保険金の支払いを受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払保険料（年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた残額をいいます。以下同様とします。）の全額を一時に払い込まなければなりません。

第6条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）

当社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（解除－分割保険料不払の場合）

（1）当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがな

く、かつ、次回払込期日（払込期日の翌月の払込期日をいいます。以下この条において同様とします。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

- (2) (1) の解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
 - ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
- (3) (1) の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。
- ① 当会社が既に領収した保険料の総額
 - ② 既経過期間に対する保険料（既経過期間中に保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、その保険金相当額に対応する保険料については年額保険料とします。）

第8条（保険料の返還または請求）

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

49. 保険料支払に関する特約

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日から10日以内に払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（解除－保険料不払の場合）

当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

50. 協定保険価額特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の特約が付帯された保険契約には適用されません。

- ① 商品・製品等包括契約特約（保管・輸送）
- ② 商品・製品等包括契約特約（保管・不特定）
- ③ 巡回販売契約特約

- ④ 事業用通貨・小切手等包括契約特約
- ⑤ 通貨延金額契約特約
- ⑥ 集金契約特約
- ⑦ 給与・賞与契約特約
- ⑧ 携行品一式契約特約

第2条（協定保険価額）

- (1) 当会社と保険契約者または被保険者は、協定保険価額（保険の対象の価額として、契約締結時に協定した価額をいい、契約締結時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。以下同様とします。）を定めるものとします。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象について、部品の装着等によって保険の対象の価額が著しく増加した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険の対象に部品の取りはずし等が生じ、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者または被保険者は、当会社に対する通知をもって、協定保険価額および保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。
- (4) (2) および(3)の場合、当会社と保険契約者または被保険者は、将来に向かって、保険証券記載の協定保険価額に(2)の事由によって増加した価額を加えた額または保険証券記載の協定保険価額から(3)の事由によって減少した価額を差し引いた額に、協定保険価額および保険金額を変更するものとします。
- (5) (4)の場合には、当会社は、変更前の保険金額に対応する保険料と変更後の保険金額に対応する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (6) (5)の規定に従い、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、承認の請求がなかったものとして、この特約（動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯される他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金額の調整）

この特約が適用されている場合には、当会社は、普通約款第18条（保険金額の調整）(1)の規定は適用しません。

第4条（保険価額）

当会社は、普通約款第4条（保険価額）の規定にかかわらず、保険証券の「保険価額」欄に記載の金額をもって、保険の対象の保険価額とします。

第5条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）

協定保険価額が普通約款第4条（保険価額）に定める保険価額を著しく超える場合は、前条の規定を適用しません。

第6条（価額の評価のための告知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象の協定保険価額を定めるに際し、当会社が保険の対象の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当

会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 保険の対象の協定保険価額を定めるに際し、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって当社が保険の対象の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、事実を告げずまたは事実と異なることを告げ、その結果として第2条（協定保険価額）の規定により定めるべき額と異なった協定保険価額が定められた場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

(3) (2) の規定は次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2) の事実がなくなった場合

② 保険の対象の協定保険価額を定める際、当社が(2) の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）

③ 保険契約者または被保険者が、保険の対象の価額を評価するために必要な事項について、書面をもって訂正を申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社は、訂正の申出を受けた場合には、その訂正を申し出た事実が、保険の対象の協定保険価額を定める際に当社に告げられていたとしても、当社が、この特約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当社が(2) の規定による解除の原因があることを知った時からその日を含めて30日を経過した場合

(4) (2) の解除は、将来に向かっのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当社は、その損害については、第4条（保険価額）の規定にかかわらず、普通約款第4条（保険価額）の規定を適用します。この場合において、既に第4条の規定を適用して保険金を支払っていたときは、当社は、普通約款第4条の規定を適用して算出した保険金との差額の返還を請求することができます。

(5) (1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(6) (5) の規定に従い、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、第4条（保険価額）の規定にかかわらず、普通約款第4条（保険価額）の規定を適用します。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

51. 縮小支払特約

第1条（保険金の支払額）

(1) 当社は、この特約に従い、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」と

いいます。）の規定およびこの保険契約に付帯されたすべての特約の規定によって算出した保険金の支払額に対して、保険証券記載の縮小割合を乗じて得た額を保険金として支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、支払限度額を定めた特約（保険金額よりも低い額を支払限度額とし、その額を限度に保険金を支払う旨を定めた特約をいいます。以下、「支払限度額特約」といいます。）がこの保険契約に付帯された場合には、この特約の規定を適用して算出した保険金の額に対して、支払限度額特約の規定を適用するものとします。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

52. 求償権不行使特約

第1条（求償権の不行使）

当社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第34条（代位）の規定により取得した債権のうち、下欄記載の者に対する債権についてはこれを行使しません。ただし、下欄記載の者の故意または重大な過失によって保険の対象に損害が生じた場合は除きます。

求償権不行使の対象者	[	]
------------	---	---

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

53. 保険料確定特約

第1条（保険料算出の基礎）

当社は、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）における下表の「保険料の算出に用いる数値」に記載の数値により、この保険契約の保険料を算出します。

特約	保険料の算出に用いる数値
商品・製品等包括契約特約（保管・輸送）	保険の対象の売上高
事業用通貨・小切手等包括契約特約	保険の対象の延輸送額
通貨延金額契約特約	保険の対象の延輸送額
集金契約特約（一括精算）	保険の対象の延集金額

給与・賞与契約特約 (一括精算)	保険の対象の延支給額
---------------------	------------

第2条 (適用除外)

当社は、下表の特約中、「適用しない規定」に記載の規定を適用しません。

特約	適用しない規定
商品・製品等包括契約特約 (保管・輸送)	第5条 (売上高の通知) から第7条 (保険料の返還または請求) までの規定
事業用通貨・小切手等包括契約特約	第8条 (輸送額の通知) から第10条 (保険料の返還または請求) までの規定
通貨延金額契約特約	第6条 (輸送額の通知) から第8条 (保険料の返還または請求) までの規定
集金契約特約 (一括精算)	第8条 (輸送額の通知) から第10条 (保険料の返還または請求) までの規定
給与・賞与契約特約 (一括精算)	第6条 (輸送額の通知) から第8条 (保険料の返還または請求) までの規定

第3条 (保険金計算の特則)

当社は、保険契約者または被保険者が当会社に申告した第1条 (保険料算出の基礎) に規定する数値が実際の数値に不足していた場合は、次の算式により算出した額を保険金として支払います。

$$\begin{array}{l} \text{実際の数値が申告されたものとして算出した} \\ \text{当会社の支払うべき保} \\ \text{険金の額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{保険契約者または被保険者が申} \\ \text{告した数値} \\ \text{実際の数値} \end{array}}{\text{実際の数値}} = \text{保険金の額}$$

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、動産総合保険普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

54. サイバー攻撃補償対象外特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ、モバイル通信機器、端末装置等の情報処理機器もしくは設備またはこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器もしくは設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、次に掲げるものを含みます。 ① 通信回線 ② ソフトウェアまたは電子データ ③ クラウド、ホスティング等のサービスにより利用されるもの
サイバーインシデント	次のいずれかに該当するものをいいます。 ① サイバー攻撃により生じた事象 ② サイバー攻撃以外の事由により生じた次のいずれかに該当する事象 ア. ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出 イ. コンピュータシステムへアクセスすることが不可能になること、または制限されること ウ. アおよびイ以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの停止、機能不全、誤作動または不具合
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連した不正な行為または犯罪行為をいい、次に掲げるものを含みます。 ① 正当な使用権限を有さない者による、または正当な使用目的もしくはアクセス方法ではない不正アクセス ② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊その他のコンピュータシステムに関する障害を意図的に引き起こす行為 ③ マルウェアなどの不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール (第三者にインストールさせる行為を含みます。) ④ コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に電子データを入手する行為

第2条 (保険金を支払わない場合)

当社は、動産総合保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいます。) 第1条 (保

険金を支払う場合)の規定にかかわらず、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、前条の規定を適用しません。

- ① 第1条(用語の定義)「サイバーインシデント」の定義②に規定する事象によって生じた損害
- ② サイバー攻撃の結果、火災または破裂・爆発（「破裂・爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）によって保険の対象に生じた損害

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

55. 共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更に係る書類等の受領もしくは承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領または承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書等の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生 の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

MEMO

MEMO

保険証券に表示された特約の略称は、この約款・特約集の中で下記のものをいいます。

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
動産総合追加	動産総合保険追加特約	不着危険補償	不着危険補償特約
免責金額	免責金額特約	冷凍冷蔵追加補償	冷凍・冷蔵物追加補償特約
修理付帯費用補償	修理付帯費用保険金特約	臨時費用支払	臨時費用保険金支払特約
商品包括（保管・輸送）	商品・製品等包括契約特約（保管・輸送）	求償権不行使	求償権不行使特約
商品包括（保管・不特定）	商品・製品等包括契約特約（保管・不特定）	金庫外盗難縮小・支払限度	金庫外の盗難危険に関する縮小支払・支払限度額特約
通貨・小切手等包括	事業用通貨・小切手等包括契約特約	金庫外盗難補償対象外	金庫外の盗難危険補償対象外特約
集金契約（一括精算）	集金契約特約（一括精算）	火災盗難等限定補償	火災・盗難等限定補償特約
給与・賞与（一括精算）	給与・賞与契約特約（一括精算）	特定危険補償対象外	特定危険補償対象外特約
通貨延金額	通貨延金額契約特約	家族の携行品補償対象外	家族の携行品補償対象外特約
展示一貫（会場・往復）	展示一貫契約特約（会場・往復）	輸送中盗難危険補償対象外	輸送中盗難危険補償対象外特約
展示一貫（会場のみ）	展示一貫契約特約（会場のみ）	縮小支払	縮小支払特約
巡回販売	巡回販売契約特約	屋外危険補償対象外	屋外危険補償対象外特約
携行品一式	携行品一式契約特約	臨時費用補償対象外	臨時費用保険金補償対象外特約
事業用特定動産	事業用特定動産契約特約	他保険優先払	他保険優先払特約
生活用特定動産	生活用特定動産契約特約	美術品	美術品特約
地震危険補償（縮小支払）	地震危険補償特約（縮小支払）	自販機・精算機	自販機・精算機特約
噴火危険補償（縮小支払）	噴火危険補償特約（縮小支払）	工事荷役農鉱業機械	工事・荷役・農・鉱業機械特約
水災危険補償	水災危険補償特約	保険料分割払（一般）	保険料分割払特約（一般）
電気的事故補償	電気的事故補償特約	保険料分割払（大口）	保険料分割払特約（大口）
機械的事故補償	機械的事故補償特約	保険料分割払（団体）	保険料分割払特約（一般団体）
詐欺・横領補償	詐欺・横領危険補償特約	保険料支払	保険料支払に関する特約
修理危険補償	修理危険補償特約	協定保険価額	協定保険価額特約
万引危険補償	万引危険補償特約	共同保険	共同保険に関する特約
輸送中等破曲危険補償	輸送中等破曲危険補償特約	保険料確定	保険料確定特約
輸送中等管理下外盗難補償	輸送中等管理下外盗難危険補償特約		

事故の受付窓口

事故のご連絡は

事故受付センター

0120-210-545（通話料無料）

受付時間：24時間・365日

※携帯電話からでもご利用になれます。

ご相談・苦情受付窓口

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

当社へのお問い合わせ・ご相談・苦情は、以下にご連絡ください。

お客様相談室

0120-333-962（通話料無料）

受付時間：9:00～12:00 13:00～18:00

〔月～金曜日（祝日・休日および12月31日～1月3日を除く）〕

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808〔ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）〕

受付時間：9:15～17:00

〔月～金曜日（祝日・休日および12月30日～1月4日を除く）〕

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

電話リレーサービス、IP電話からは、以下の直通電話へおかけください。

東京 03-4332-5241 近畿 06-7634-2321

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2丁目6番2号 セコム損保ビル
TEL:03-5216-6111(大代表) <https://www.secom-sonpo.co.jp/>